

岐阜県公報

第二千六百十六号
平成二十七年一月二十三日

(金曜日)

目次

告示

解除予定保安林とする旨の通知	(治山課)	四一 ^{ページ}
道路の区域変更	(道路維持課)	四一
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	四二
保安林の指定	(郡上農林事務所)	四四

公示

介護保険指定居宅サービス事業所の指定	(高齢福祉課)	四四
介護保険指定居宅サービス事業所の廃止	(同)	四五
介護保険指定居宅介護支援事業所の指定	(同)	四五
介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止	(同)	四六
介護保険指定介護予防サービス事業所の指定	(同)	四六
介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止	(同)	四七
大規模小売店舗の変更の届出に関する件	(商業・金融課)	四七
土地改良区の設立の適当の決定	(農地整備課)	四七
土地改良事業計画の変更認可	(同)	四八
県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等	(同)	四八
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し	(建設政策課)	四八
開発行為の工事の完了	(建築指導課)	四九

告示

岐阜県告示第三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十七年一月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
加茂郡八百津町錦織字西田九五の一（次の図に示す部分に限る。）、字西借宿一五九の六、一八八の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年一月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更		敷地の幅員		延長		備考	
多治見線		八百津線		多治見市虎深山町二丁目 五九番地先から		同 市同 三丁目 一七番三地先まで		前 九・九 一六・七		後 一・五 一・九		備考	

岐阜県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年一月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更		敷地の幅員		延長		備考	
同 市同 五〇一番七地先まで		同 市同 四六六番二地先から		同 市同 五〇一番七地先まで		同 市同 四六六番二地先から		前 四・〇 二〇・〇		後 六・〇 三〇・〇		備考	

県道 月瀬線
上矢作

同 市同 五〇一番七地先まで		同 市同 五〇一番七地先から		同 市同 五〇一番七地先まで		同 市同 五〇一番七地先から		同 市同 五〇一番七地先まで		同 市同 五〇一番七地先から		同 市同 五〇一番七地先まで		同 市同 五〇一番七地先から	
後		前		後		前		後		前		後		前	
一〇・〇 三〇・〇		五・五 一四・〇		八・二 三〇・〇		三・五 一四・〇		一四・〇 一四・〇		一四・〇 一四・〇		一四・〇 一四・〇		一四・〇 一四・〇	

岐阜県告示第四十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年一月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

区域名	区 域
細久手	次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 瑞浪市陶町猿爪 字細久手 九五三番九七 一号 九五三番九六 二号及び五号 九五三番七 三号及び四号 七一九番七 六号 九五三番五 七号から九号まで 九五三番一三 十号 九五三番一八 十一号 九五三番一四 十二号 九五三番二七 十三号 九五三番二八 十四号

九五三番六七 十五号
九五三番八九 十六号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名	区	域
榑野	次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、保安林を除く（次の図に示すとおりとする。）。 山県市大字大桑字榑野 三六〇六番 一号及び十二号から十四号まで 四一三三番 二号及び三号 四一三三番 四号 四一三三番 五号及び六号 四二二八番 七号及び八号 三六五四番 九号 三六一五番 一十号及び一十一号	

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名	区	域
中柳	次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 郡上市八幡町 初音字代官町 一四八番 一号 柳町字一ノ平 五五九番 二号 五五八番 一号 五五三番 一四号及び五号 柳町 一九四番 三六号 初音字代官町 一三八番 七号 一四二番 八号	

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名	区	域
	次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、保安林を除く（次の図に示すとおりとする。） 下呂市馬瀬惣島 字井戸垣内 一五八九番 一号	

井戸垣内	字松ケ尾	一四四八番	二号
	字日影	一四四二番	三号
		一四五六番	一四号及び五号
	字井戸垣内	一四九六番	六号
		一五三九番	七号
		一五七一番	八号

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県農土整備部砂防課 岐阜県下呂土木事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十七年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所
郡上市八幡町初納字前平六五六、六五七の一、六五七の二、六五八の一
 - 二 指定の目的
落石の危険の防止
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。

公 示

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十一条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定期日
社会福祉法人 秀成会	ショートステイ イサフィール いなほ	各務原市上戸町一丁目五三番地	短期入所 生活介護	平成 二六・三・一
有限会社まほろ ケアサービス	ケアセンター まほろ たじ み	多治見市京町二丁目一八一番地	短期入所 生活介護	平成 二六・三・一
有限会社まほろ ケアサービス	ケアセンター まほろ おお がき	大垣市三津屋町一六四	短期入所 生活介護	平成 二六・三・一
株式会社アパ ンセラيفサ ポート	デイサービス おかげ庵穂積 ポート	瑞穂市稲里一四一番地一	通所介護	平成 二六・三・一
特定非営利活 動法人 みい んなげんき	デイハウス みいんなげ んき	可児市長坂八丁目一九八番地	通所介護	平成 二六・三・一
株式会社 あ ん	茶話本舗デイ サービス 長 坂の家	可児市長坂六丁目七四番地	通所介護	平成 二六・三・一

株式会社いろり	デイサービスいろり	美濃市御手洗三四七 一	通所介護	平成 二六・三・四
合同会社ヴェルテ	訪問介護ステーションソワ	各務原市那加前野町三丁目五一番地一サンレジデンスB 一〇二号	訪問介護	平成 二六・三・一
一般社団法人椿	あかねヘルパーステーション	各務原市鷺沼南町六丁目一八六 一木曾川ハイツ二〇三	訪問介護	平成 二六・三・一
株式会社オート	暖訪問介護事業所	大垣市島町二五四 二	訪問介護	平成 二六・三・一
株式会社三創	ヘルパーステーションあゆ	可児市土田三四八五メゾンドリオF棟	訪問介護	平成 二六・三・一
特定非営利活動法人 みい	テイクケア	可児市長坂八丁目一九八番地	訪問介護	平成 二六・三・一
株式会社志陽	訪問看護ステーション志陽	安八郡神戸町末守六四四番地	訪問看護	平成 二六・三・一
株式会社イーピーエーサービス	訪問看護ステーションいわむら	恵那市岩村町七三〇番地一	訪問看護	平成 二六・三・一

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があつたので、同法第七十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 恵和会	えな訪問看護ステーション	恵那市長島町永田三八二 一一三	居宅療養管理指導	平成 二六・三・二四
愛岐商事株式会社	ケアセンター「夢眠」たじみ	多治見市京町二丁目一八一番地	短期入所生活介護	平成 二六・三・一
青い鳥ケアマネジメント株式会社	青い鳥訪問介護事業所	各務原市鷺沼各務原町五丁目二八〇番地メトロポリス一〇六	訪問介護	平成 二六・三・三
合同会社大地	訪問介護ステーション大地	大垣市南類町三丁目六七番地	訪問介護	平成 二六・三・三

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十九条第一項の規定に基づき同法第四十六条第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社東濃メディカルケアサポート	おりべ居宅介護支援事業所	多治見市旭ヶ丘一〇丁目一二四	居宅介護支援	平成 二六・三・一
特定非営利活動法人 みい	ケアプランかたびら	可児市長坂八丁目一九八番地	居宅介護支援	平成 二六・三・一
特定非営利活動法人 みい	ケアプランかたびら	可児市長坂八丁目一九八番地	居宅介護支援	平成 二六・三・一

ビス
むら

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定に基づき指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類	廃止 年月日
社会福祉法人 恵和会	えな訪問看護 ステーション	恵那市長島町永田三八二 一一三	介護予防 居宅療養 管理指導	平成 二六・三・四
愛岐商事株式 会社	ケアセンター 「夢眠」たじ み	多治見市京町二丁目一八一 番地	介護予防 短期入所 生活介護	平成 二六・三・一
青い鳥ケアマ ネジメント株 式会社	青い鳥訪問介 護事業所	各務原市鷺沼各務原町五丁 目二八〇番地メトロボリス 一〇六	介護予防 訪問介護	平成 二六・三・三
合同会社大地	訪問介護ステ ーション 大 地	大垣市南類町三丁目六七番 地	介護予防 訪問介護	平成 二六・三・三

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年一月二十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十七年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年一月十三日

二 届出者の氏名又は名称
イオンリテール株式会社

三 建物の名称及び所在地
イオンモール各務原

各務原市那加萱場町三丁目八番地

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 四、六七七台

(変更後) 四、七七九台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 五十箇所

(変更後) 五四箇所

土地改良区の設立の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第一項の規定により、次の土地改良区の設立を適当と決定したので、同条第六項の規定により公示し、土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年一月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	瑞浪中部土地改良区	施行に係る地区名	瑞浪中部地区	縦覧場所	瑞浪市役所	縦覧期間	平成二七・一一・二三から二七・一二・二三まで
--------	-----------	----------	--------	------	-------	------	------------------------

土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

平成二十七年一月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	七宗町木曾川右岸用水土地改良区	施行に係る地区名	七宗町	認可年月日	平成二七・一・一六
------	-----------------	----------	-----	-------	-----------

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第四項の規定により次の県営土地改良事業の変更についてその概要等を郡上市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年一月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	八幡地区	縦覧場所	郡上市役所	縦覧期間	平成二七・一一・二三から二七・一二・二三まで
----------	------	------	-------	------	------------------------

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年一月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月日	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工業業
平成二十六年十一月十七日	大伸建設株式会社	代表取締役 黒岩 宮子	加茂郡八百津町八百津八二五七番地二	般二十三 一〇二七四	土木、建築とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ及び水道施設工業業
平成二十六年十一月十四日	アイテック	代表取締役 朝子	揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼一〇二六番地一	般二十三 三〇〇〇二	土木、とび・土工、ほ装及び水道施設工業業
平成二十六年十一月十七日	横山塗装	横山 義幸	不破郡垂井町栗原一二六五 一四	般二十四 二〇〇一五	塗装工業業
平成二十六年十一月二十五日	有限会社タクマ工務店	代表取締役 宅間 正恭	大垣市林町五一八 一一	般二十四 二二九六五	建築、大工とび・土工及び屋根工業業
平成二十六年十一月二十八日	揖斐土木建築工業株式会社	代表取締役 久保 田秀次	揖斐郡揖斐川町三輪四三八番地の四	般二十三 一五〇一	建築工業業
平成二十六年十二月一日	株式会社 辺省	代表取締役 渡辺 正子	養老郡養老町蛇持四二六番地	般二十二 一三三六二	管工業業
平成二十六年十二月一日	株式会社 中部サン	代表取締役 後藤	多治見市市之倉町一丁目二	般二十一 六〇〇四六	建築工業業

<p>開発許可(変更許可)番号及び年月日</p> <p>同 岐西建築第二号の二一 同 二六・一〇・二</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p> <p>同 市古橋字若宮一五六〇番四、一五六二番一</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p> <p>同</p>	<p>瑞穂市只越字宮間イ二二四二番、一四三番及び瑞穂市所管法定外公共物(水路)</p>	<p>道路</p>	<p>道路</p>	<p>同</p>	<p>瑞穂市本田二〇八番地二 株式会社クローバー</p>				
<p>月三日</p>	<p>・クリエ イシヨ</p>	<p>政文</p>	<p>番地の二四五</p>	<p>四</p>	<p>電気工事業</p>	<p>平成二十六年十二月二十四日</p>	<p>木曾川興業株式会社</p>	<p>代表取締役 狩野 年光</p>	<p>可児市土田三八〇八番地一</p>	<p>般二四四 五〇〇六八 三</p>	<p>土木、とび・土工 ほ装及び水道施設 工事業</p>
<p>平成二十六年十二月八日</p>	<p>福田電気工事株式会社</p>	<p>代表取締役 福田 久雄</p>	<p>岐阜市八代三丁目二番三号</p>	<p>般二十三 六〇〇四</p>	<p>電気工事業</p>	<p>平成二十六年十二月二十五日</p>	<p>有限会社 石神研築</p>	<p>代表取締役 石神 秋次</p>	<p>下呂市金山町 菅田笹洞七八番地</p>	<p>般二十四 八〇〇〇二 一</p>	<p>建築及び大工工事業</p>
<p>平成二十六年十二月八日</p>	<p>株式会社 田中建設</p>	<p>代表取締役 田中 修</p>	<p>羽島市福寿町 間島七丁目九番地</p>	<p>特二十五 一〇二〇五 二</p>	<p>土木及びほ装工事業</p>	<p>平成二十六年十二月八日</p>	<p>有限会社 田守土建</p>	<p>代表取締役 田守 良彦</p>	<p>高山市国府町 鶴巣六八五番地の四</p>	<p>般二十五 九五〇〇四 〇</p>	<p>土木、とび・土工 管及び水道施設工 事業</p>
<p>平成二十六年十二月八日</p>	<p>株式会社 長沼工務店</p>	<p>代表取締役 長沼 良明</p>	<p>美濃市大矢田 六六一一</p>	<p>般二十四 二二九九四</p>	<p>建築工事業</p>	<p>平成二十六年十二月二十六日</p>	<p>有限会社 新成工業</p>	<p>取締役 川添正典</p>	<p>関市戸田二二 三六番地</p>	<p>般二十一 三五〇〇九 五</p>	<p>とび・土工工事業</p>
<p>平成二十六年十二月十五日</p>	<p>株式会社 協和安</p>	<p>代表取締役 横井 幸夫</p>	<p>揖斐郡池田町 片山二二七七番地の二</p>	<p>般二十四 三〇〇二四 六</p>	<p>電気工事業</p>	<p>平成二十七年一月二十三日</p>	<p>開発行為の工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。</p>				
<p>平成二十六年十二月十七日</p>	<p>有限会社 高橋鉄筋</p>	<p>代表取締役 高橋 恵一</p>	<p>岐阜市中西郷 四丁目二二番地の二</p>	<p>般二十三 一四〇三九</p>	<p>鉄筋工事業</p>	<p>平成二十七年一月二十三日</p>	<p>岐 阜 県 知 事 古 田 肇</p>				
<p>平成二十六年十二月二十四日</p>	<p>有限会社 横幕水道設備</p>	<p>代表取締役 横幕 文夫</p>	<p>加茂郡坂祝町 取組二五八番地八</p>	<p>般二十四 五〇〇〇七 六</p>	<p>土木、とび・土工 管、ほ装、水道施設及び消防施設工 事業</p>						

同 岐西建築第二号の一五 同 二六・一〇・二四	同 市穂積字東原五八六番一	道路	同	代表取締役 関 谷 誠 本巢市仏生寺二六六番地の二 株式会社鶴飼 代表取締役 鶴 飼 幸 子
同 岐西建築第六号の三 同 二六・ 八・二九	本巢市上保字系貫川一二五六番六八、 一二五六番六九、一二五八番一五、一 二五八番一六、同 市同 字善ノ輪一 〇八四番一七及び一〇八四番一九から 一〇八四番二二まで	道路	同	愛知県稲沢市天池五反田町一番地 株式会社サークルKサンクス 代表取締役 竹 内 修 一
同 岐西建築第三号 同 二六・ 九・一六	羽島郡岐南町野中七丁目八九番一	道路	同	岐阜市長住町五丁目八番地 國六株式会社 代表取締役 國 井 重 宏
同 中建築第六〇号の四 同 二六・ 五・ 九 同 中建築第六六号の 三 同 二六・ 七・ 三一	関市下有知字境松四〇九四番一外一九 筆、同字富士二四六八七番二の一部外 五筆及び関市所管法定外公共物（道路 及び水路）	道路	同	岐阜市金園町九丁目二八番地 岐阜トヨタ自動車株式会社 代表取締役 加 藤 元 康 関市下有知四一〇一番地の一 株式会社 横山刃物 代表取締役 横 山 尚 澄

平成二十七年一月二十三日発行

発行者
発行者

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社